

平成 27 年 5 月 27 日
環境省廃棄物・リサイクル対策部

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会 開催要綱（案）

1. 目的

大規模な災害は、その被災地域が一都道府県内では留まらず、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項を整理し、被災しなかった地域や平時には廃棄物処理に従事しない事業者も含めて一丸となって対策を行っていくことが重要である。

環境省では、平成 25 年度以降、「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催し、平成 25 年度に中間的にとりまとめた「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を踏まえて、大規模な災害発生時における災害廃棄物対策の具体化に向けた検討を行ってきた。平成 26 年度には、制度的な担保が必要なものを中心に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をまとめ、その成果を踏まえた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）を国会に提出した。

今年度はこれらの成果に基づき、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針やその実現に向けた対策のあり方等について検討することを目的として、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

検討会での検討事項は、通常災害への対応も想定した次の事項とする。

- ① 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針案
- ② 災害廃棄物について、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基本方針に盛り込む事項
- ③ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（仮称）のあり方、その実現方策等
- ④ 災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方
- ⑤ その他災害廃棄物処理システムや技術等に関する事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する学識経験者、自治体及び廃棄物処理・建設関係団体関係者等から、廃棄物・リサイクル対策部長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 座長は委員の互選により定める。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。
- (5) 検討会には、必要に応じ、学識経験者、自治体及び関連団体関係者等からなるワーキンググループを置く。

4. 事務

検討会の事務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課において行う。

5. スケジュール

別紙のとおりとする。

6. その他

検討会は原則公開とする。ただし、ワーキンググループを設置した場合、ワーキンググループは非公開とする。

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会 開催スケジュール（案）

回	開催時期	主な議題/審議内容
第 1 回検討会	5 月 27 日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（骨子）について・ 地域間協調等、行動指針の実現に向けた対策のあり方について（WGの設置について）
第 2 回検討会	6 ~ 7 月	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針案について・ 災害廃棄物対策に関するこれまでの検討成果等の周知について・ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（仮称）のあり方について (・ 各WGの検討状況について)
第 3 回検討会	10~11 月 (今後調整)	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき災害廃棄物対策に関する事項について (・ 各WGの検討状況について)
第 4 回検討会	3 月 (今後調整)	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について (今後調整)